

## 「民法第四百四条第三項に規定する期及び同条第五項の規定による基準割合の告示に関する省令案」に関する意見募集

第193回国会において成立し、平成29年6月2日に公布された「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」による改正後の民法第404条は、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を一期とし、一期ごとに変動するものとし（同条第3項）、法定利率が変動するか否かは、法務省令で定めるところにより法務大臣が告示する基準割合によって決定されるものとしております（同条第4項及び第5項）。法務省民事局参事官室では、上記規定の委任に基づき、「民法第四百四条第三項に規定する期及び同条第五項の規定による基準割合の告示に関する省令」を制定することを検討していますので、これに対する皆様の御意見をお寄せください。

いただきました御意見につきましては、当参事官室において取りまとめた上、今後の検討の参考にさせていただきますが、提出された方の氏名（法人その他の団体においては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。

### 意見募集要領

#### 1 意見募集期間

平成31年2月21日（木）～平成31年3月22日（金）

#### 2 意見送付要領

パブリックコメントの意見提出フォーム、電子メール、郵送又はファクシミリ のいずれかの方法により意見募集期間の最終日必着で送付して下さい。

御意見を頂く際には、住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、性別、職業を記入してください。

また、長文の御意見を提出される場合には、集約作業の正確性を期す必要がありますので、御意見の本文とともに、その要旨を付記していただきますようお願いいたします。

なお、電話による御意見には対応することができません。

#### 3 宛先

法務省民事局参事官室

・郵送：〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

・FAX：03-3592-7039

・電子メール：minji215@i.moj.go.jp

#### 4 問い合わせ先

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線5894）